

池田市営住宅入居者募集のご案内

お申込みについては、収入基準をはじめいろいろな制限があります。本紙をよくお読みになったうえで、お申し込みください。

内 覧 会 (詳細は5ページをご参照ください。)

日 時：10月7日(月) 午前10時～午後3時

場 所：石橋住宅、アルビス五月ヶ丘住宅、神田住宅

申 込 受 付

日 時：持参申込みは、10月15日(火)～17日(木)

午前9時から午後4時まで

(郵送申込みは、10月1日(火)～17日(木) 消印有効)

場 所：池田市営住宅管理センター

(送付先) 〒563-0055 池田市菅原町3番1号B104-6 (ステーションN地下1階)

- ・申込みはなるべく郵送にてお願いいたします。
 - ・申込書に不備がある場合は受付できません。不備箇所を修正のうえ、必ず期日までに提出しなおしてください。
- ※郵送申込みの場合、電話番号の記入漏れがないようくれぐれもご注意ください。

公 開 抽 選 会

日 時：10月30日(水) 午前10時

場 所：共同利用施設池田市立池田駅前北会館5号室(ステーションN3階)

入 居 時 期

12月中旬頃

※手続きの進捗により、入居時期が遅れる場合があります。

※住戸の修繕に必要な資材等の納入が遅れる場合、入居時期が遅れることがあります。

募 集 戸 数 (募集住宅については2ページをご覧ください。)

各募集枠の申込資格については8ページをご参照ください。なお、申込資格がない募集枠へ申し込んだ場合、失格となります。

募 集 枠	募 集 戸 数
一般世帯向け	3戸
高齢者世帯向け	2戸
単身者向け	3戸
子育て世帯向け	1戸

●お問い合わせ先●

池田市営住宅管理センター ☎072(754)2050

(池田市営住宅等指定管理者 一般財団法人池田みどりスポーツ財団)

内覧会・申込み・抽選会へのご来場について

この冬 以降も感染拡大に備え

体調に異変を感じたら

～自分で検査、すばやく療養、医療機関のかかり方は？～

「新型コロナに感染したかも・・・？」と思ったら？

- 医療機関に行く前に
- ・あわてずに、症状や常備薬をチェック
 - ・国が承認したキットを用いてチェック



【陽性だった場合】

症状が軽い場合は、自宅等で療養を開始しましょう

【陰性だった場合】

症状がある場合のマスク着用や、手洗い等の基本的な感染予防対策を継続しましょう

- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や、症状が重いなど受診を希望される方は、医療機関に連絡しましょう

受診する際に、医療機関に連絡しましょう

医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、感染対策を行いましょう

新型コロナウイルスは感染力が強い
ため
高齢の方や、基礎疾患をお持ちの方を守るためにも

マスクを着用しましょう



発熱などの体調不良時にそなえて、準備しておきましょう

- ・新型コロナ抗原定性キット※
- ・解熱鎮痛薬

かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください

※ 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください
「研究用」は国が承認したものではありません



市販の解熱鎮痛薬



- ・電話相談窓口などの連絡先

受診・相談センターなどお住まいの地域の相談窓口、

#7119（救急要請相談）

#8000（こども医療相談）など

生活必需品なども用意しておきましょう
（体温計・日持ちする食料など）

救急安心センターおおさか



池田市保健所
相談窓口



救急車利用
マニュアル

目 次

申込みから入居まで	1
募集住宅	2
間取り	3
内覧会	5
申込資格	8
申込時に必要な書類	10
入居資格審査時に必要な書類	10
駐車場	11
共益費	11
申込みの無効・失格	12
注意事項	12
収入に関する証明書類	13
収入基準	14
控除額について	19
裁量世帯について	20
申込書の書き方	21
よくある質問とその回答	24
市営住宅位置図	26

申込みから入居まで

入居者募集のお知らせ

○募集案内及び入居申込書の配布

申込受付

10月15日(火)～

10月17日(木)

○申込みは1世帯につき1通です。2通以上申込みされた場合は申込みされた全てが失格となります。

○郵送申込みは、10月17日(木)の消印まで有効です。

公開抽選会

10月30日(水)

○公開抽選会の参加は自由です。必ずしも参加する必要はありません。参加多数の場合、入場を制限する場合があります。

○抽選結果は、当日(午後から)池田市営住宅管理センターで閲覧できます。またホームページに掲載します。

抽選結果のお知らせ

11月1日(金)頃

○抽選結果は、申込書添付の通知用はがきでお知らせします。

当選された方には、入居資格審査についてのご案内を別途送付します。

○当選者が辞退等された場合、補欠当選された方に、順位に応じてご連絡いたします。

入居資格審査

○書類の提出締切日にご注意ください。期日までに提出がない場合、失格となります。

提出していただいた書類により、入居資格を審査します。

※提出していただいた書類に不備等があった場合、追加書類の提出をお願いすることや、入居時期が遅れることがあります。

入居承認

11月下旬頃

○審査の結果、合格された方へ入居承認書を交付いたします。

○入居が承認された方は、承認日から10日以内に敷金の納付及び請書(保証人の手続き書)を提出してください。

入居可能日通知

○敷金の納付及び請書の提出が完了された方に、入居可能日を通知します。

入居説明会・鍵渡し

12月中旬頃

○入居手続きと鍵をお渡しします。

○当月分の家賃を納付していただきます。

住戸の修繕に必要な資材等の納入が遅れる場合、入居時期も遅れることがあります。

入居

○鍵渡し日よりおおむね2週間以内に入居(引越し)していただきます。

○引越し後の住民票の写しを提出していただきます。

募集住宅

募集枠	住宅名	号室	間取り	建築年	設備	家賃 ※1 (月額)
高齢者世帯向け	石橋	103号 (1階)	2DK	令和元年	風呂あり エレベーターあり	23,700円～ 46,600円
一般世帯向け		205号 (2階)				
子育て世帯向け		301号 (3階)	3DK			28,200円～ 55,400円
一般世帯向け		501号 (5階)				
単身者向け		508号 (5階)	1DK			16,700円～ 32,800円
高齢者世帯向け	※2 五月ヶ丘	129棟105号 (1階)	2DK	平成15年		24,000円～ 47,000円
単身者向け	※3 神田	2棟201号 (2階)	2K	昭和44年	風呂あり エレベーターなし	11,000円～ 21,700円
		2棟303号 (3階)				10,900円～ 21,400円
一般世帯向け		2棟401号 (4階)				

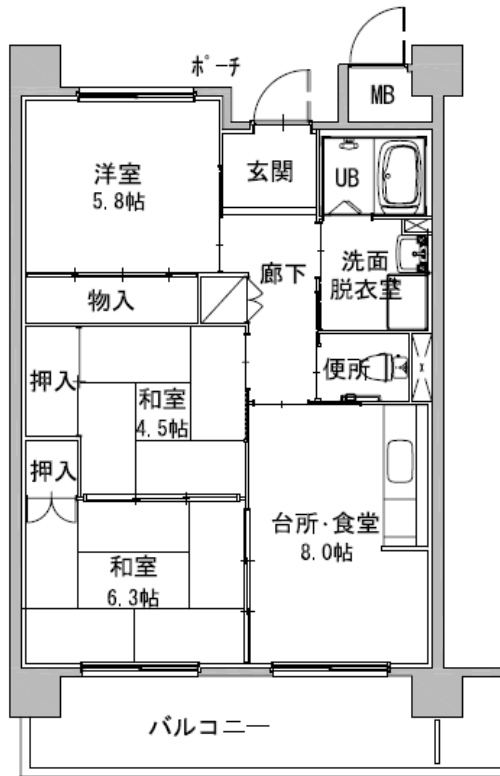
※1 令和6年度の家賃月額です。

※2 アルビス五月ヶ丘住宅は、池田市が独立行政法人都市再生機構（UR）から借り上げ、市営住宅として賃貸するものです。借上期間は令和15年（2033年）4月30日までです。

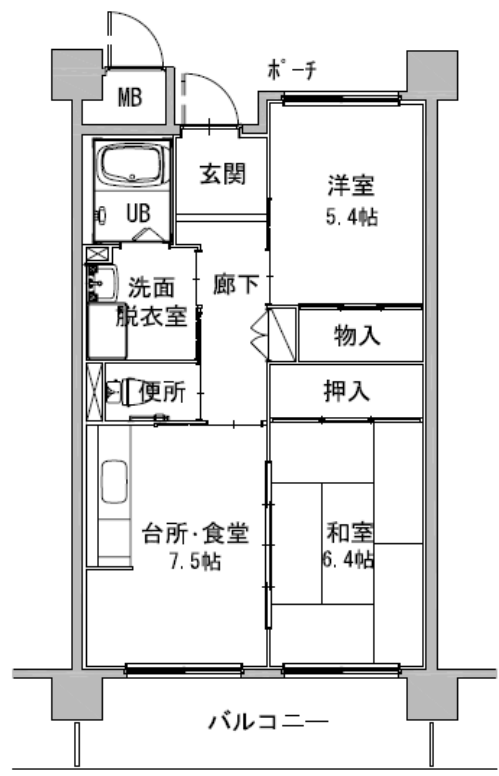
※3 神田住宅については、池田市以外の大阪府内に在住又は大阪府内にお勤の方も申込みいただけます。

間取り

石橋住宅号 301号・501号



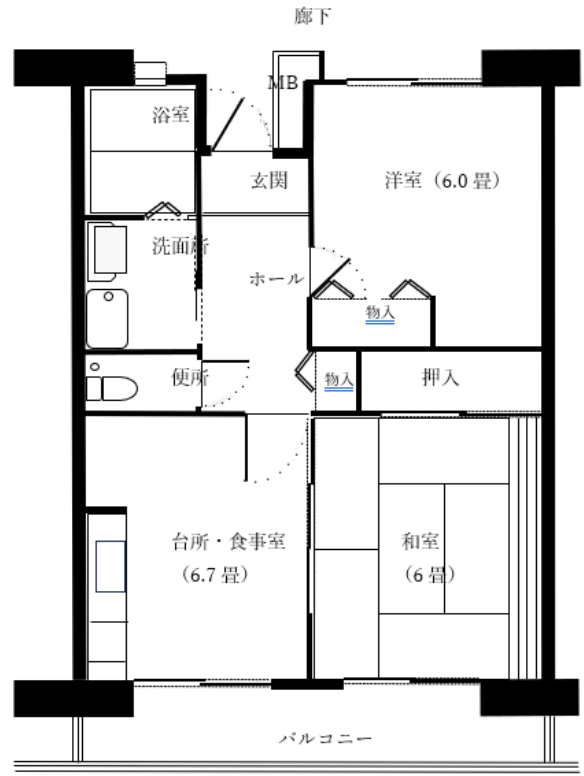
石橋住宅号 103号・205号



石橋住宅号 508号

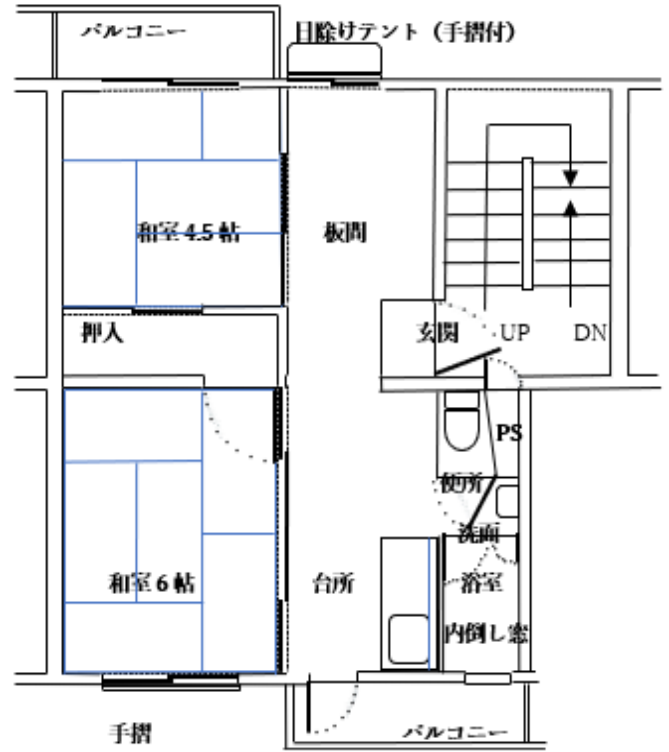
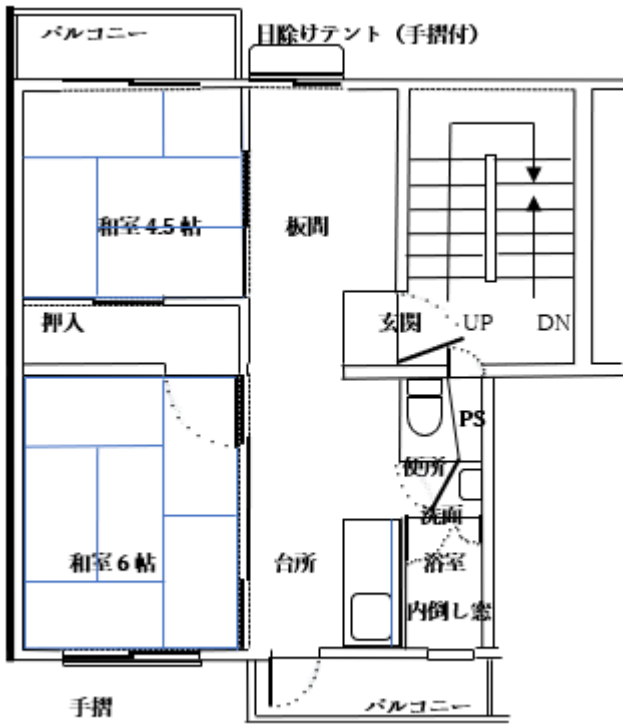


アルビス五月ヶ丘住宅 129棟 105号



神田住宅 201号・401号

神田住宅 303号



間取りに関するお問い合わせは、池田市営住宅管理センターまで

内覧会

下記のとおり、内覧会を実施します。内覧をご希望の方は下記時間内に直接現地までお越しください。なお、下記以外の内覧会は実施していません。日時のお間違いがないようご注意ください。

日 時：10月7日（月）午前10時から午後3時まで

住 宅：石橋住宅、アルビス五月ヶ丘住宅、神田住宅

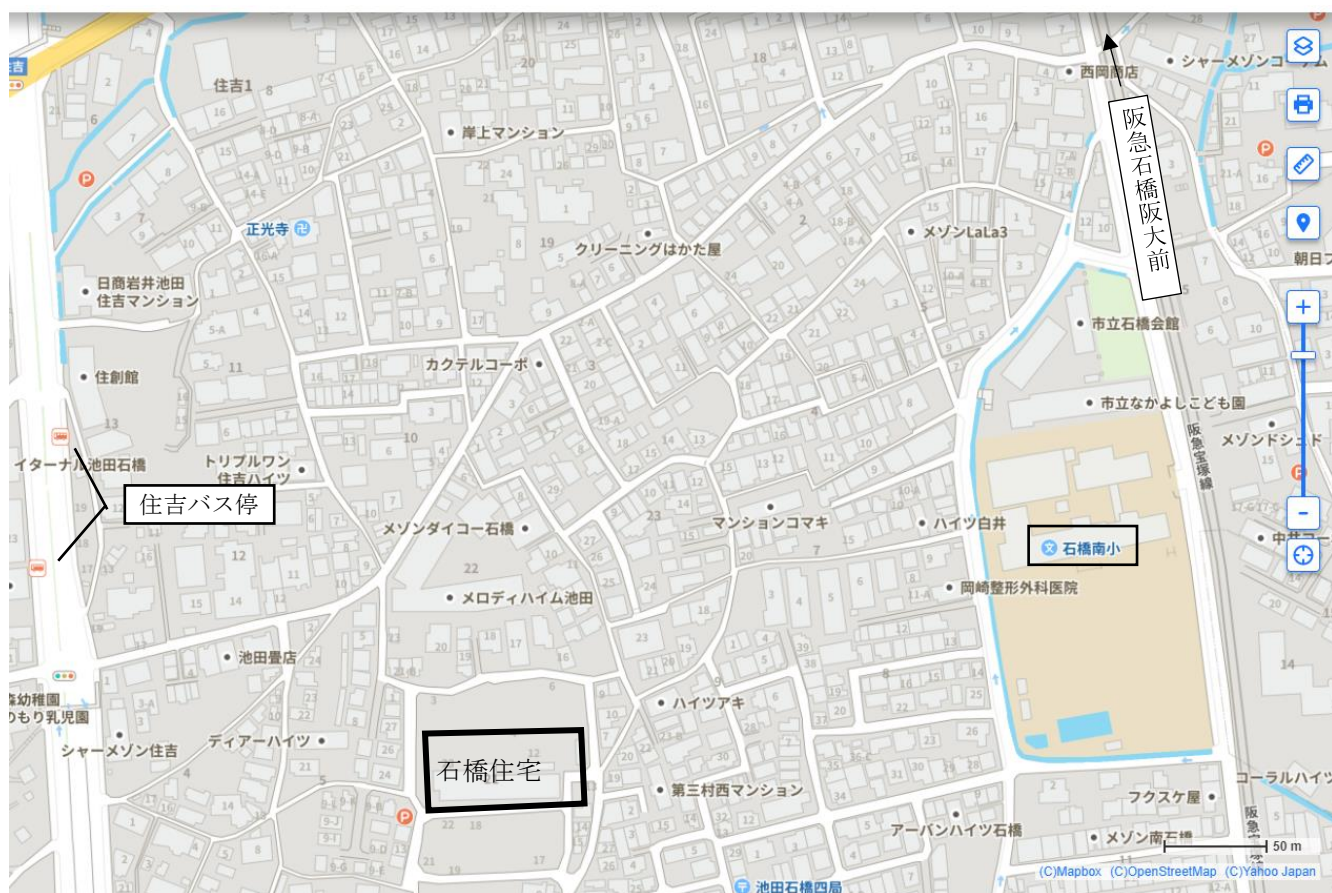
【注意事項】

- ・ 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 室内は土足禁止です。スリッパ等の上履きをご持参ください

市営石橋住宅付近見取り図

所在地：池田市石橋4丁目21番12号

部屋番号：103号 301号 508号



市営借上アルビス五月ヶ丘住宅付近見取り図

所在地：池田市五月丘3丁目3番

部屋番号：129棟105号



市営神田住宅付近見取り図

所在地：池田市神田1丁目23番2号

部屋番号：2棟 303号・401号



申込資格

【一般世帯向け住宅(二人以上)】は、次のすべてに該当する方

- 1 申込者本人が池田市内にお住まいの方又は池田市内に勤務されている方
- 2 持ち家がなく、住宅に困っている方
(現在、市営住宅等の公営住宅に入居されている方は、原則申込できません。)
- 3 同居中又は同居しようとする親族がある方
親族には、内縁関係にある方やパートナーシップ関係にある方を含みます。
(内縁の場合は住民票でその関係が確認できる場合に限りです。また、パートナーシップ関係の場合は自治体が発行するパートナーシップ証明書等の公的証明書により確認できる場合に限りです。)
- 4 収入基準に合う方
(別記「月収額の計算の仕方」により算出された月収額が、15万8千円以下の方、裁量世帯(20ページ参照)に該当する方は21万4千円以下)
- 5 住民税を完納している方
- 6 保証人がある方
(独立の生計を営み、申込者本人と同程度以上の収入のある方)
- 7 家賃を支払うことができる方
- 8 過去において、市営住宅に不正な入居、使用(無断退去、滞納など)をしたことがない方
- 9 申込者本人又は同居者が暴力団員でない方

※ DV被害者の方(9ページ 10の条件を満たす方)も、上記1～9の項目すべてに該当する方はお申し込み可能です。

【高齢者世帯向け住宅(二人以上)】は、次に該当する方

【一般世帯向け住宅】の条件を満たしている方で、募集期間末日現在で申込者本人が満60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満で構成されている世帯

【子育て世帯向け住宅(二人以上)】は次に該当する方

【一般世帯向け住宅】の条件を満たしている方で、小学校卒業前の子どもを扶養し、同居(予定を含む。)している世帯

【単身者向け住宅（一人）】は、次に該当する方

【一般世帯向け住宅】の場合の3を除く条件を満たしている単身者で、次の1から10のいずれかに該当する方

- 1 募集期間末日現在で満60歳以上の方
- 2 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までに該当する方
- 3 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方
- 4 療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方
- 5 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症までと第1款症に該当する方
- 6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- 7 生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
- 8 海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- 9 平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- 10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、次のいずれかに該当する方（DV被害者）

（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護又は児童福祉法第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

（ウ）配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行に基づき女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書が発行されている方又はこれに準ずる者として市長が認める方

申込時に必要な書類

- 1 市営住宅入居申込書（所定様式）
- 2 抽選結果通知用はがき（必ず85円切手を貼ってください。）

●郵送申込みの方は、抽選結果通知用はがきとは別に、110円切手を1枚送付してください。【送付いただけない場合、抽選番号の郵送ができません。】

入居資格審査時に必要な書類

当選者は、提出期限までに以下の書類を提出してください。

- 1 世帯全員の住民票の写し（続柄記載、マイナンバー省略のもの）
- 2 申込者本人の住民税の完納を証明するもの（市・府民税納税証明書等）
- 3 賃貸住宅にお住まいの方は、賃貸契約を証明するもの（賃貸借契約書等）
賃貸住宅以外にお住まいの方は、別途指示されたもの
- 4 世帯全員の収入に関する書類（ただし中学生以下は不要です。）

※申込時期や収入の種類により必要な書類が異なります。詳しくは13ページに記載の収入に関する証明書類をご確認ください。

- 5 各種障がい者手帳の交付を受けている方は、その障がい者手帳のコピー
- 6 市内勤務で申込みをされた方は、事業所名・所在地が明記されている勤務先が発行する在勤証明書（任意様式）
- 7 婚約中の方は、婚約証明書（所定様式）
※所定様式を必要とする方は事前にお申し出ください。
- 8 その他、市長が必要と認めるもの

駐車場

自動車をお持ちの方は、自己の責任・負担において駐車場を確保してください。

石橋住宅と神田住宅には、有料の入居者用駐車場がございます。使用の申込み等詳細についてはお問い合わせください。

市営借上アルビス五月ヶ丘住宅の駐車場については、URコミュニティ千里住まいセンター（TEL 06-6871-0515）へお問い合わせください。

共益費

階段灯や散水栓、エレベーター等にかかる光熱費や共用部分の維持管理経費を、住宅使用料（家賃）とは別に共益費として負担していただきます。共益費の額は住宅ごとに異なります。また、物価の変動その他の理由によって変更されることがあります。

令和6年度共益費月額

石橋住宅 1,360円 神田住宅 520円

アルビス五月ヶ丘住宅 4,700円

申込みの無効・失格

次の場合は申込みを無効とします。受付後、当選しても失格となります。

- 1 申込書その他の提出書類に虚偽・不正があったとき。
- 2 入居申込資格がないとき。
- 3 1世帯（婚約者等との申込みの場合も1世帯とする。）で2通以上の申込み（重複申込み）をしたとき。この場合、すべての申込みを無効とします。
- 4 世帯の不自然な分離や合併による申込み。
- 5 指定期日までに入居資格審査手続き、入居手続き等ができなかったとき。
- 6 申込書に記載された方全員が同時に入居できないとき。
- 7 申込者本人又は同居しようとする方が暴力団員であるとき。入居後に暴力団員であることが判明した場合、住宅を明け渡していただきます。

注意事項

- 1 申込書の提出は、本人又は家族の方に限ります。
- 2 申込期日は10月17日（木）までです。郵送による申込みの場合は、10月1日（火）～17日（木）の消印有効です。
申込書に不備がある場合、受付できません。不備箇所を修正の上、必ず申込期日までに提出しなおしてください。
- 3 入居手続きの際に、敷金（入居時家賃の3か月分）の納付と請書を提出していただきます。請書には独立の生計を営み、かつ入居者と同程度以上の収入がある保証人が必要です。
- 4 市が指定した日より14日以内に入居していただきます。指定期間内に入居できない場合、入居決定を取り消す場合があります。
- 5 入居後はすみやかに住所変更後の住民票の写しを提出してください。
- 6 入居にあたり、住宅の改造はできません。
- 7 市営住宅で犬、猫等の動物を飼育することはできません。一時的な預かり等もできません。
- 8 申込み及び入居資格審査に提出された書類はお返しいたしません。

収入に関する証明書類

収入の種類により必要な書類が異なります。

種類	必要書類	備考
給与所得	市・府民税証明書（最新年度のもの）	<ul style="list-style-type: none"> 現在の勤務先就職して1年に満たない方は、就職後以降の給与明細書等を併せて提出してください。
年金所得	市・府民税証明書（最新年度のもの）	<ul style="list-style-type: none"> 年金を受給されて1年未満の場合等、市・府民税証明書で年間年金所得が証明されない方は直近の年金振込通知書等も併せて提出してください。 市・府民税証明書に年金以外の収入金額が記載されている場合で、退職している場合は離職票又は会社が発行する退職証明書等を、廃業している場合は廃業届の写しが別途必要です。
その他の所得	市・府民税証明書（最新年度のもの）	
無職無収入	市・府民税証明書（最新年度のもの） （非課税証明書）	<ul style="list-style-type: none"> 現在、無職無収入でも市・府民税証明書に収入金額が記載されている場合、退職している場合は離職票又は会社が発行する退職証明書等を、廃業している場合は廃業届の写しが別途必要です。
生活保護受給者	生活保護受給証明書（最新のもの）	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書は市生活福祉課で発行されます。 (市・府民税証明書は不要です。)

※市・府民税証明書の交付を請求するときは、請求者の本人を確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）の提示が必要です。

収入基準 (月収額の計算方法)

【1】入居収入基準

申込世帯の月収額が 158,000 円以下 (裁量世帯の場合、214,000 円以下) の場合、申込できます。

$$\text{月収額} = \frac{(\text{世帯の合計所得金額}) - (\text{基礎控除} + \text{特別控除})}{12}$$

【2】計算の対象となる収入

給与による収入	・ 会社員、パート、日雇い労働者等の給料、賞与、その他の手当などの収入
年金による収入	・ 国民年金、厚生年金、恩給等の課税対象のもの
事業による収入	・ 自営業等の事業所得や利子、配当等で課税対象のもの

【3】計算の対象とならない収入

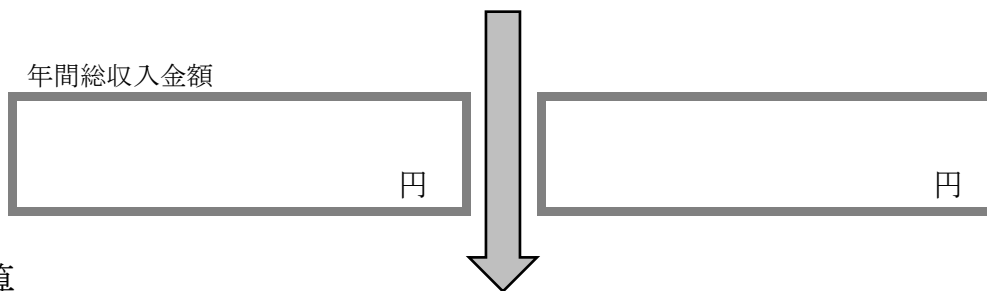
- ・ 通勤手当等の非課税所得や退職金等の一時所得
- ・ 雇用保険、休業補償等
- ・ 遺族年金、障がい年金等の非課税年金
- ・ 生活保護扶助費、児童扶養手当等

【4】注意事項

- ・ 収入がある方が2人以上いる場合、それぞれ計算してください。
- ・ 収入の種類が2つ以上ある場合、それぞれに収入額を算出してください。

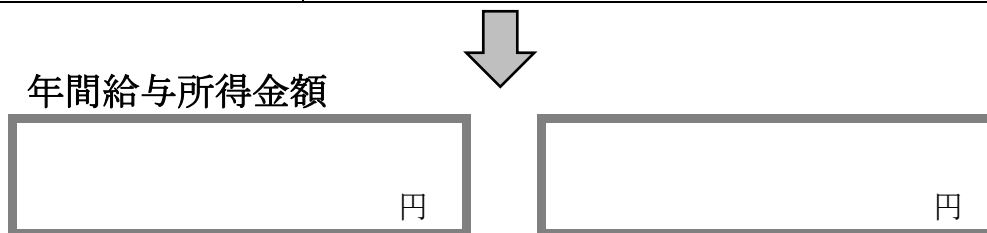
●月収額の計算のしかた【給与所得者の場合】

年間総収入の計算 年間総収入金額は、賞与、手当等を含めた金額です。就職時期に合わせて該当する欄を見て計算してください。	あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
	①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (市・府民税証明書の収入金額の欄)
	②現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
	③現在の勤務先に就職してから1年未満の方	勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額を基に、次により計算した推定金額 1年間の推定総収入金額 = $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
④現在の勤務先に勤めてまだ1か月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額	



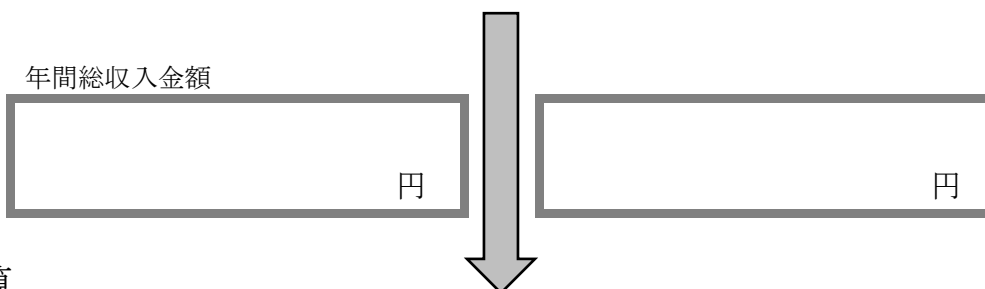
給与所得計算

年間総収入金額(a)	年間給与所得金額
551,000 円未満	年間給与所得金額 = 0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間給与所得金額 = (a) - 550,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,070,000 円
1,622,000 円以下 1,624,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	(a)を4で割り、千円未満を切捨てた額を右式の(b)に当てはめてください。 (b) × 2.4 + 100,000 円 = 年間給与所得金額
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	(b) × 2.8 - 80,000 円 = 年間給与所得金額
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	(b) × 3.2 - 440,000 円 = 年間給与所得金額
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間給与所得金額 = (a) × 90% - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	年間給与所得金額 = (a) - 1,950,000 円



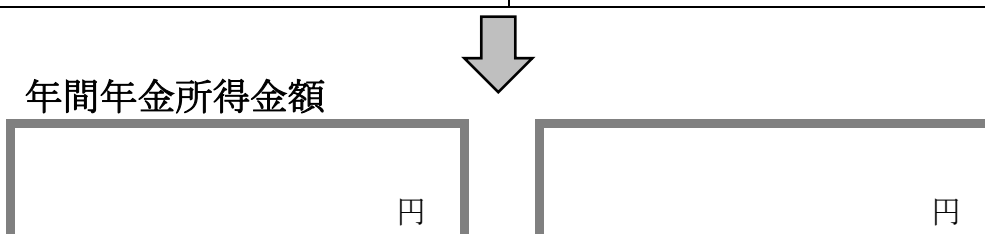
●月収額の計算のしかた【年金所得者の場合】

年間総収入額の計算	① 1年以上引続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額 〔2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、 その合計支払年金額〕
	②年金を受給されて、1年に満たない場合	年金証書の支払年金額 〔2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、 その合計支払年金額〕



年金所得計算

年齢	年間総収入金額	年間年金所得金額
65歳以上	1,100,000円以下	年間年金所得金額 = 0円
	1,100,001円以上 3,299,999円以下	年間総収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年間総収入金額 × 0.95 - 1,455,000円
65歳未満	600,000円以下	年間年金所得金額 = 0円
	600,001円以上 1,299,999円以下	年間総収入金額 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年間総収入金額 × 0.95 - 1,455,000円



●月収額の計算のしかた【その他の所得者の場合】

年間所得金額の計算	①前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額 〔前年分の所得税確定申告における所得金額〕
	②前年1月2日以降に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する 〔【給与所得者の場合】を参考にしてください。〕



年間所得金額

 円

 円

【給与所得者の場合】

 円

【年金所得者の場合】

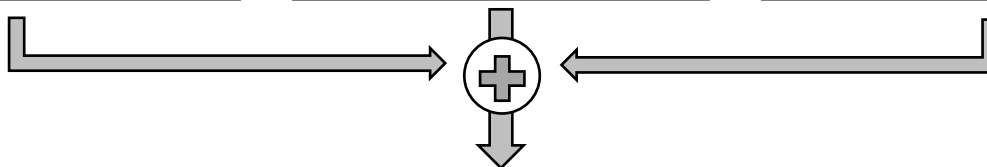
 円

【その他の所得者の場合】

 円

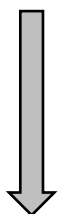
 円

 円

 円


年間所得金額合計

 円

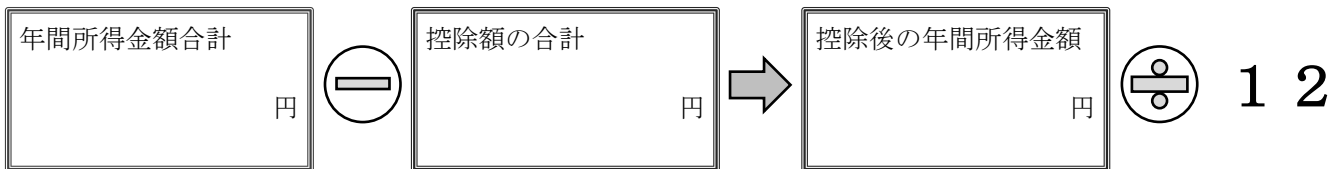


次ページへ

●控除額の計算

控除の種類	控除額の計算	控除額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族 1人につき 38万円 × 人	円
基礎控除振替額	申込者本人又は同居親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 1人につき 最高10万円 × 人 (所得控除後の金額が10万円未満のときはその額)	円
老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者又は扶養親族で、70歳以上の方 1人につき 10万円 × 人	円
特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方 1人につき 25万円 × 人	円
障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族に障がい者がいる場合 1人につき 27万円 × 人	円
特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族に特別障がい者がいる場合 1人につき 40万円 × 人	円
寡婦控除	申込者本人又は同居親族に寡婦に該当する方がいる場合 1人につき 最高27万円 × 人 (所得金額が27万円未満のときはその額)	円
ひとり親控除	申込者本人又は同居親族にひとり親に該当する方がいる場合 1人につき 最高35万円 × 人 (所得金額が35万円未満のときはその額)	円
		円

(前ページより)



計算後の月収額 円

- ★計算後の月収額が158,000円以下であれば申込みことができます。
- ※計算後の月収額が158,000円を超える場合でも裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば、申込みことができます。

控除額について

- (1) 年齢は募集期間末日現在の満年齢です。
- (2) 特別控除に該当する場合は、所得税法上認定されている方に限ります。なお、障がい者控除及び特別障がい者控除は、身体障がい者手帳等の提示があれば控除できます。

控除の種類	控除対象となる方	控除額 (1人につき)	
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	38万円	
基礎控除振替額	申込者本人又は同居者で、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方で、所得控除後の金額が10万円以上の方	10万円	
特別控除	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円
	老人扶養控除	扶養親族で70歳以上の方	10万円
	特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	25万円
	障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定され、療育手帳の交付を受けている ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 	27万円
	特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など 	40万円
	寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方 	27万円
	ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が500万円以下であること 	35万円

裁量世帯について

次の(1)～(9)に該当する世帯の方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも、214,000 円以下であれば、申込むことができます。

対象世帯	世帯要件
(1) 身体障がい者世帯	申込本人又は同居者に、身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が 1 級から 4 級までの方がいる世帯
(2) 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が 1 級又は 2 級の方又は同程度の障がい有すると認められる方がいる世帯
(3) 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が A 又は B1 の方又は同程度の障がい有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯
(4) 高齢者の世帯	申込本人が 60 歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方である世帯。 ※年齢は募集期間末日現在での満年齢です。
(5) 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の方がいる世帯
(6) 原子爆弾被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
(7) 引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
(8) ハンセン病療養所入所者世帯	本人又は同居者に、平成 8 年 3 月 31 日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
(9) 小学校就学前世帯	同居者に、募集期間末日現在において、小学校就学前の子どもがいる世帯

(注) 上記の要件については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。

申込書の書き方

申込書記入例

様式第4号 (第8条関係)

10月15日

市営住宅入居申込書

申込住宅名	抽選番号
大阪 住宅	第 号
1棟 101号	

(宛先) 池田市長

池田市営住宅条例第28条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所	〒 5 6 3 - 0 0 2 5					勤 務 先	所在地	大阪市北区1丁目1番
	ふりがな	池田市城南1丁目1番1号						ふりがな	××さんぎよう
	氏名	池田 太郎						名称	××産業
	電話番号	080-1234-5678						電話番号	
入 居 し よ う と す る 者	ふりがな	生年月日	続柄	職業	同居 別居	年間所得金額			
	氏名	(年齢)							
	いけだ たろう	T 50年12月24日 H (満 47歳) R	本人	会社員	/	2,458,400円			
	池田 太郎								
	いけだ はなこ	T 51年6月2日 H (満 47歳) R	妻	専職	(同)別	0円			
	池田 花子								
	いけだ さつき	T 19年7月3日 S (満 16歳) R	子	〇〇中学校	(同)別	0円			
池田 五月									
	T 年 月 日 S (満 歳) H R				同・別	合計額 円			
	T 年 月 日 S (満 歳) H R				同・別	円			
入居しない扶養親族	氏名	生年月日	年 月 日	所得金額	合計	2,458,400円			
	住所								

あなたが住宅に困っている事情

当てはまるものを○印で囲んでください。

1 今住んでいる住宅の種類、間取り

- (ア) 借家
 - (イ) マンション・アパート他 (民間) 公団・公社)
 - (ウ) 社宅・寮
 - (エ) 間借り
 - (オ) 親兄弟の家 (実家等)
 - (カ) その他
- 間取り 2DK

2 世帯人数 3 人

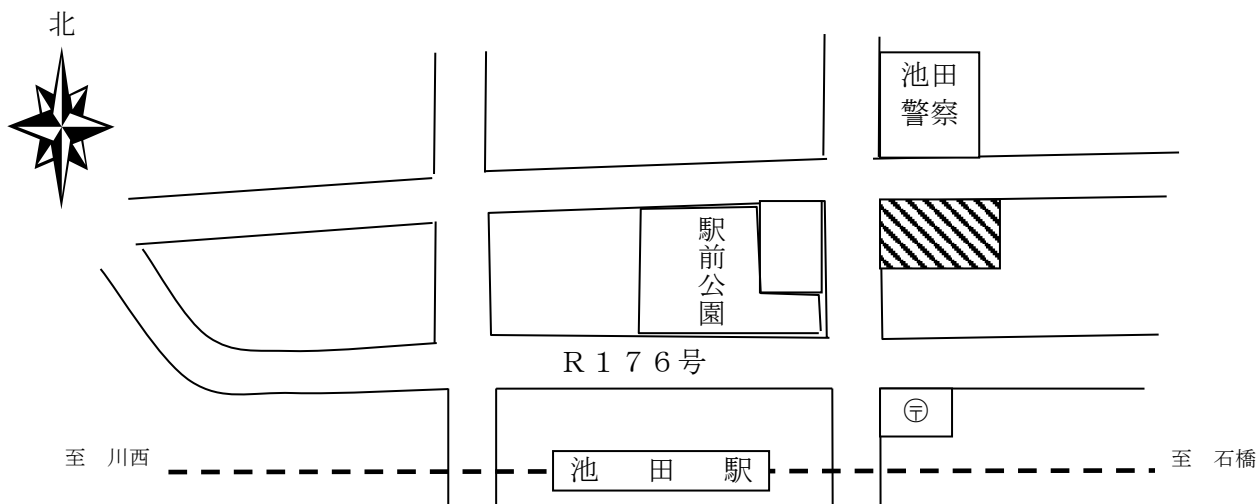
3 月額家賃 80,000 円

4 住宅に困っている理由 (複数回答可)

- (ア) 収入に比べ著しく過大な家賃を支払っている。
- (イ) 危険な建物に住んでいる。
- (ウ) 居住困難な同居又は間借りをしている。
- (エ) 住宅がないため親族と同居している。
- (オ) 正当な理由による立退き要求を受けているが、立退き先がない(自己の責めによる場合を除く。)
- (カ) 勤務地から著しく遠隔地に居住している。(片道所要時間 約 時間位)
- (キ) その他

()

現住所附近見取図



誓約欄

- ・申込者及び同居者は暴力団員ではありません。
- ・入居の際は、別居親族と同時に入居します (該当する場合に限る。)
- ・申込みに虚偽や違反があった場合、申込受付後には抽選の対象から除外され、当選後には当該当選を取り消されても異議ありません。

申込者氏名

池田 太郎

抽選結果通知はがき記入例

郵便はがき

85円切手を必ず貼付してください。

切手を貼ってください。

5	6	3	-	0	0	2	5
---	---	---	---	---	---	---	---

住	池田市城南1丁目1-1
所	

氏名	池田 太郎 様
-----------	---------

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと記入してください。

大阪 住宅	※抽選番号
1 棟 101号	第 号

抽選結果のお知らせ

令和●●年●●月池田市営住宅入居者募集

このたび申込まれた市営住宅入居予定者の公開抽選の結果、あなたは下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

大阪 住宅	抽選結果
1 棟 101号	

【お問い合わせ】

池田市営住宅管理センター

(指定管理者一般財団法人池田みどりスポーツ財団)

TEL 072-754-2050

よくある質問とその回答

問 1. 入居予定者全員が無職無収入ですが、申込みできますか？

答 1. 申込みできます。市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために提供される賃貸住宅ですので、収入の下限による制限はありません。ただし、入居されれば家賃を支払っていただく必要があります。

問 2. 持ち家があるのですが、申込みできますか？

答 2. 申込者本人又は同居予定者に持ち家がある場合は、原則申込みできません。ただし、入居までに第三者に所有権を移転することが確実な場合等は申込みできます。また、共有名義の場合で、同居予定者も含めた持分の合計が2分の1以下の場合は申込みできます。

問 3. 遺族年金は所得に含まれますか？

答 3. 遺族年金は、法令により非課税所得とされていますので、所得に含まれません。その他非課税所得には、障がい年金・傷病手当金・労災保険・雇用保険などがあります。

問 4. 正式な婚姻届は出していないのですが、内縁の妻（夫）と一緒に住んでいます。申込みできますか？

答 4. 住民票等で内縁関係が確認できる場合に申込みできます。現在同居していない場合は、内縁関係とはいえませんので、ご注意ください。

問 5. パートナーシップ関係にあるカップルは申込みできますか？

答 5. 自治体が発行するパートナーシップ証明書等の公的証明書により、その事実が確認できる場合は申込みできます。

問 6. 配偶者と離婚をしていますが、申込みできますか？

答 6. 戸籍上離婚しておらず、現に同居している夫婦の一方が、別居のための住居の確保を目的としての申込みをすることは、世帯の分離となりますので認められません。ただし、次の場合は申込みできます。

①離婚協議中の場合

離婚の協議中（調停中、裁判中を含む）での申込みはできます。ただし、入居資格審査時に戸籍謄本等で離婚の成立を確認できることが条件です。

②離婚していないが、長期間別居している場合

戸籍上は離婚していないが、長期間別居している夫婦の一方が単身者として、若しくは子又は子世帯と申込みをする場合、戸籍の附票などで配偶者と1年以上別居している事実が確認でき、かつ配偶者に扶養されていない（又は扶養していない）ことが確認できれば申込みできます。

なお、1年以上の基準日は募集期間末日です。

問 7. 未成年者も申込みできますか？

答 7. 未成年者は、原則的に申込みできません。ただし、婚姻している場合は成人とみなされますので申込みできます。

問 8. 申込み後、すぐに入居できますか？

答 8. 申込み多数の場合、抽選となります。当選後、入居資格審査や入居手続きがありますので、すぐに入居することはできません。申込みから入居までの流れについては1ページをご参照ください。

問 9. 家賃はどれくらいですか？

答 9. 家賃は入居予定者全員（申込者及び同居予定者）の収入によって決定します。また、入居する住宅の築年数や広さなどによっても家賃は異なります。そのため一概にお答えできません。

- 問 10. 申込み後、同居予定者は変更できますか？
答 10. 申込み後に同居予定者を変更できません。ただし、申込者本人又は同居予定者が死亡した場合や出生した場合等は、再審査を行います。
- 問 11. 現在妊娠中ですが、月収額の計算で控除しても良いですか？
答 11. 募集期間末日において出生していなければ、月収額の計算で、控除の人数に含まれません。
- 問 12. 駐車場はありますか？
答 12. 石橋、狭間池、古江、神田住宅に駐車場があります。駐車場の利用にあたっては所定の手続きをお願いします。ただし、空区画がない場合は、空きが出るまで待つていただくこととなります。
また、アルビス五月ヶ丘、アルビス緑丘住宅では、団地内の駐車場はURが管理しています。使用についてはURに申込みをしていただくこととなります。
- 問 13. 事故住宅とは何ですか？
答 13. 事故住宅とは前入居者のときに住戸内で孤独死などの人身事故が発生した住宅です。次の入居者が入居するまでに修繕を行い、使用については、他の住宅と変わりません。十分ご理解の上、お申込みください。
事故等（病死、自殺、死亡事故等）の具体的な状況については、お答えできません。
- 問 14. 当番などはありますか？
答 14. ごみの収集後の片付けなどを当番制で行っている住宅・棟があるようです。また一部の住宅では共益費を当番制で集金しています。
階段や敷地内などの共用部分の清掃については、入居者のみなさんで担っていただきます。

市営住宅位置図

